

目標達成計画

作成日: R8年5月15日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	35	水害時の避難開始時期、避難先や避難方法を事前に決定し、職員に周知するとともに避難訓練の実施が望まれる。年間計画を立て夜間の火災想定訓練を中心に、様々な想定避難訓練を数多く実施することが望まれる。また、地域との協力体制の構築が望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> 所在地域のハザードマップに基づき、水害時の避難判断基準を明確にする。 夜間想定訓練に夜勤従事者が参加できる。 地域との交流を深め協力体制を築く。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設独自の「自主避難開始基準」を策定し防災計画に盛り込む。 夜勤従事者が参加できなかった場合改めて夜間想定訓練を実施。 施設の存在を周知して頂くため地域行事に積極的に参加する。 	12ヶ月
2	26	介護記録には介護計画の援助内容の実施状況を記録し、記録を基にモニタリングし、ケアに反映させることが重要である。そのため職員は、介護計画を理解し、個別記録を適切に残して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 支援目標を理解しそれに則った支援記録を残すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期カンファレンスやミーティング時にご利用者様個別の支援目標を伝達し職員に周知。目標に則った支援を行うことで記録などに反映する。 	3ヶ月
3	6	指針に沿って開催した委員会はその内容を参加できなかったすべての職員へ情報共有し、職員一人一人が支援内容を振返れるようチェックリストを実施して欲しい。事業所内で実施している委員会は指針に定められたものではないため、指針に基づく委員会の実施が望まれる。また、玄関の施錠も開錠へむけて取り組んで欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束となる行為の理解と身体拘束をしないケアが周知できる。 身体拘束適正化指針を見直し、指針に基づいた委員会の実施ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修などで身体拘束となる行為の周知・また身体拘束に関するチェックを実施し自己の支援が身体拘束となっていないか確認や自覚を促す。 本社と相談し指針や規定の見直しを行う。 	6ヶ月
4	7	事業所で開催されている委員会は指針に沿ったものではないため、法令に則した規程を作成することが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> 虐待行為や不適切行為の周知、また虐待防止委員会規定の見直しを行い適切な委員会の実施ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令に則した研修や委員会を開催し虐待行為、不適切行為などの周知を行い理解を深め防止に努める。 本社と相談し虐待行為指針や規定の見直しを行う。 	6ヶ月
5					ヶ月

注) 項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入してください。